

令和6年度

財政援助団体等
監査報告書

令和6年12月

小樽市監査委員

目 次

指定管理者監査報告	1
1 監査執行者	2
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等	2
3 監査対象業務等の範囲	2
4 監査の主眼及び実施方法	2
5 指定管理者の概要等及び監査の結果	3
(1) シンコースポーツ北海道株式会社	3
(2) 小樽駅前ビル株式会社	4
(3) 株式会社小樽ビル管理	5
(4) 小樽地方職業訓練協会	7
(5) 協和総合管理株式会社	8

指定管理者監査報告

1 監査執行者

監査委員 小林 優

監査委員 佐々木 秩

2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の 名称及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部課
シンコースポーツ北海道株式会社 代表取締役 石崎 健太	令和6年10月15日	小樽市総合体育館	令和5年4月1日 ） 令和9年3月31日	教育委員会 教育部課 生涯スポーツ課
小樽駅前ビル株式会社 代表取締役 浅村 公二	令和6年10月16日	小樽市駅前広場駐車場 小樽市駅横駐車場	令和5年4月1日 ） 令和8年3月31日	建設部課 庶務課
株式会社小樽ビル管理 代表取締役 黒田 豊久	令和6年10月21日	小樽市民会館 小樽市公会堂 小樽市民センター	令和4年4月1日 ） 令和9年3月31日	生活環境部課 生活安全課
小樽地方職業訓練協会 会長 中村 吉宏	令和6年10月22日	小樽市事業内職業訓練 センター	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日	産業港湾部課 商業労政課
協和総合管理株式会社 代表取締役社長 山本 秀也	令和6年10月29日	各市営住宅（児童遊園 及び駐車場を含む。）	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日	建設部課 建築住宅課

3 監査対象業務等の範囲

令和5年度及び令和6年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、小樽市と締結した各施設の管理に関する基本協定書に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部課から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、併せて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 指定管理者の概要等及び監査の結果

(1) シンコースポーツ北海道株式会社

ア 指定管理者の概要

シンコースポーツ北海道株式会社は、公共スポーツ施設の管理運営を専門に行うシンコースポーツ株式会社の100%出資の子会社として平成28年4月に設立された法人で、令和2年度から令和4年度までは、小樽スポーツ協会・シンコースポーツコンソーシアムとして小樽市総合体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者に指定されていましたが、令和5年度からは、シンコースポーツ北海道株式会社単独で指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運營業務及び経理の状況

体育館の管理運營業務としては、「小樽市総合体育館の管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、体育館の使用許可に関する業務、施設及び設備の維持管理等を行っているほか、スポーツや運動の普及促進を図るための自主事業として、サッカー、ヨガ、シニア健康体操等の各種教室を開催しています。

また、「小樽市総合体育館使用料徴収事務並びに小樽市体育施設使用申請受付事務及び使用料徴収事務委託契約書」に基づき、体育館使用料の徴収業務等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市総合体育館の管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和5年度は63,000千円を支出しており、令和6年度も63,000千円の支出を予定しています。

体育館の経理事務は、親会社であるシンコースポーツ株式会社との共有システムにより一括管理されており、館長が関係諸帳簿等を整備し、シンコースポーツ北海道株式会社の経理担当部署の確認を経た上で、シンコースポーツ株式会社の経理担当部署において共有システムにより処理する体制で行われていました。なお、収支の管理は、二つの口座で行っており、そのうち、一つの口座は水道料金の支出及び自主事業に係る収入を管理し、もう一つの口座は指定管理料（管理費用）及び水道料金以外の支出を管理するものとなっていました。他の自治体からの委託料など、小樽市の指定管理業務とは関係のない収支も同口座で管理されており、基本協定で定める指定管理者の専用口座と言える口座は開設されていませんでした。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和5年度				令和6年度（7月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	63,000	人件費	21,438	管理費用	32,500	人件費	7,537
自主事業収入	2,576	消耗品費	1,031	自主事業収入	1,423	消耗品費	227
		燃料費	7,461			燃料費	—
		光熱水費	7,718			光熱水費	2,693
		修繕費	2,067			修繕費	1,023
		通信運搬費	302			通信運搬費	144
		手数料	57			手数料	—
		保険料	196			保険料	49
		委託料	18,737			委託料	5,268
		使用料及び賃借料	2,688			使用料及び賃借料	646
		自主事業経費	3,158			自主事業経費	864
		広告宣伝費	156			広告宣伝費	52
計	65,576	計	65,009	計	33,923	計	18,503

ウ 施設の使用状況

使用者数の状況は、次のとおりです。

区 分	個人使用					専用使用
	中学生以下	高校生	高齢者	その他	計	
	人	人	人	人	人	人
令和5年度	9,384	3,900	8,291	18,395	39,970	72,415
令和6年度	5,063	2,082	4,345	9,723	21,213	27,661

(注) 令和6年度は、個人使用は9月末現在、専用使用は8月末現在です。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理については、親会社との共有システムによる一括管理で行われているものの、小樽市の指定管理業務に係る関係諸帳簿等が抽出可能な状態であり、適正に処理されていました。しかし、出納事務については、基本協定第44条第1項に規定する専用口座が開設されていないことから、適切な事務処理とは言えないと考えます。

なお、親会社との共有システムを使用する都合上、専用口座を開設し、小樽市の指定管理業務に係る収支を分けて管理することができないなどの事情があるのであれば、小樽市の担当課と協議し、基本協定の見直しについて検討が必要と考えます。

(2) 小樽駅前ビル株式会社

ア 指定管理者の概要

小樽駅前ビル株式会社は、小樽駅前再開発事業に伴って建築された施設建築物及び附属施設を管理運営することを目的として、小樽市が主体となり、昭和48年12月に設立されました。

また、小樽駅前ビル株式会社は、小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場（以下「駐車場」という。）の開設当初から管理運営業務を受託していましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から公募選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

駐車場の管理運営業務としては、「小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場の管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、回数駐車券及び定期駐車券の発行、利用料金の収受に関する業務、施設及び附属設備の維持管理等のほか、駐車場利用者の利便性向上を図るための自主事業として、自動販売機を設置しています。

駐車場の経理事務は、営業企画課において関係諸帳簿等を整備し、総務課による確認を経て、代表取締役が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、利用料金については、基本協定に基づき指定管理者の収入として収納した上で、管理費用に充当するものとされています。また、各会計年度の決算において、利用料金の収入総額が管理費用を上回った場合は、その上回った額の50%に相当する額を小樽市に納付することとされており、令和5年度は7,486千円が納付されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

区 分		令和5年度			令和6年度（8月末現在）		
		駅前広場 駐 車 場	駅横駐車場	計	駅前広場 駐 車 場	駅横駐車場	計
収 入	駐車場利用料金	千円 8,811	千円 23,341	千円 32,152	千円 3,829	千円 10,496	千円 14,325
	時間制利用料金	8,491	13,349	21,840	3,700	6,240	9,940
	回数駐車券売上	320	3,284	3,604	129	1,466	1,595
	定期駐車券売上	-	6,708	6,708	-	2,790	2,790
	自動販売機収入 A	-	199	199	-	85	85
	計 B	8,811	23,540	32,351	3,829	10,581	14,410
支 出	人 件 費	1,406	6,468	7,874	470	2,609	3,079
	事 務 費	116	704	820	13	506	519
	事 業 費	18	18	36	18	19	37
	管 理 費	3,240	3,442	6,682	1,061	1,108	2,169
	営 業 費	484	1,284	1,768	211	577	788
	計 C	5,264	11,916	17,180	1,773	4,819	6,592
差 引 利 益 (B-C) D	3,547	11,624	15,171	2,056	5,762	7,818	
納 付 基 本 額 ((B-A)-C) E	3,547	11,425	14,972	2,056	5,677	7,733	
納 付 額 E/2			7,486				

(注) 金額は、税抜額です。

ウ 施設の利用状況

駐車場の利用状況は、次のとおりです。

区 分	駅前広場駐車場			駅横駐車場	合 計
	有 料	無 料	小 計		
	台	台	台	台	台
令和5年度	30,478	54,522	85,000	42,188	127,188
令和6年度	12,814	23,834	36,648	19,341	55,989

(注) 1 令和6年度は、8月末現在です。

2 台数には、回数駐車券及び定期駐車券による利用分を含みます。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(3) 株式会社小樽ビル管理

ア 指定管理者の概要

株式会社小樽ビル管理は、清掃、警備及び設備管理を軸に地元小樽の建物を管理運営することを目的として、昭和43年2月に設立された法人で、平成25年度から令和3年度までは、小樽ビル管理・大幸総業グループとして、小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター（以下「市民会館等」という。）の指定管理者に指定されていましたが、令和4年度からは、株式会社小樽ビル管理単独で市民会館等の指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

市民会館等の管理運営業務としては、「小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センターの管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、市民会館等の受付・許可、舞台操作及び施設・設備等の維持管理のほか、施設の利用促進を図るための自主事業として、ダンスやバレエなど各種公演を開催しています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和5年度は117,974千円を支出しており、令和6年度は118,542千円の支出を予定しています。利用料金については、小樽市民会館条例、小樽市公会堂条例及び小樽市民センター条例に基づき、指定管理者の収入としています。

市民会館等の経理事務は、館長及び副館長が関係諸帳簿等を整備し、株式会社小樽ビル管理経理部が確認する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和5年度				令和6年度（8月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	117,974	人件費	78,797	管理費用	61,124	人件費	33,660
利用料金	33,788	事務費	3,738	利用料金	12,339	事務費	2,153
市民会館	(11,245)			市民会館	(3,774)		
公会堂	(3,178)	燃料光熱水費	35,312	公会堂	(472)	燃料光熱水費	11,425
市民センター	(19,365)	管理費	33,731	市民センター	(8,093)	管理費	13,358
その他収入	3,581	うち修繕費	(3,448)	その他収入	1,496	うち修繕費	(1,552)
自主事業収入	12,577	自主事業費	13,350	自主事業収入	4,699	自主事業費	4,147
計	167,920	計	164,928	計	79,658	計	64,743

ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	市民会館		公会堂		市民センター		合 計	
	ホール	会議室	ホール	会議室	ホール	会議室	ホール	会議室
令和5年度	25,483	14,730	7,223	12,087	21,754	36,751	54,460	63,568
令和6年度	7,659	9,264	1,024	1,514	8,777	17,056	17,460	27,834

(注) 令和6年度の利用者数は、8月末現在です。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(4) 小樽地方職業訓練協会

ア 指定管理者の概要

小樽地方職業訓練協会は、職業訓練及び技能検定の普及促進に努めることで、技能労働者の育成確保を図り、地域産業の振興に寄与することを目的として、昭和37年4月に設立された団体で、現在は小樽建築技能協同組合など4団体で構成されています。

また、小樽地方職業訓練協会は、小樽市事業内職業訓練センター（以下「職業訓練センター」という。）の開設当初から管理運営業務を受託していましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

職業訓練センターの管理運営業務としては、「小樽市事業内職業訓練センターの管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、職業訓練センターの研修室及び会議室の使用許可に関する業務、施設の維持管理等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市事業内職業訓練センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和5年度は1,333千円を支出しており、令和6年度は1,559千円の支出を予定しています。

職業訓練センターの経理事務は、事務局職員が出納から決算に至るまでの関係諸帳簿等を整備し、監事が確認する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和5年度				令和6年度（9月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	1,333	人件費	960	管理費用	1,559	人件費	594
		光熱水費	191			光熱水費	40
		委託料	65			委託料	11
		管理諸費	117			管理諸費	86
計	1,333	計	1,333	計	1,559	計	731

（注）受取利息は、表示単位未満のため記載を省略しています。

ウ 施設の使用状況

使用件数の状況は、次のとおりです。

区分	研修室		会議室		計	
	件数	延べ日数	件数	延べ日数	件数	延べ日数
令和5年度	3	8	13	18	16	26
令和6年度	3	17	7	11	10	28

（注）令和6年度は、9月末現在です。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運營業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(5) 協和総合管理株式会社

ア 指定管理者の概要

協和総合管理株式会社は、建築物の環境保全を通じ、社会の衛生的な環境の向上に寄与することを目的として、昭和38年11月に設立された法人で、小樽市の各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。以下「市営住宅」という。）の指定管理者制度の導入に伴い、平成19年度から公募選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運營業務及び経理の状況

市営住宅の管理運營業務としては、「小樽市営住宅の管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、入居及び退去に関する業務、入居者の管理及び各種申請・届出に関する業務、施設の維持管理等を行うほか、「小樽市営住宅使用料及び駐車場使用料収納事務委託契約書」に基づき、住宅使用料及び駐車場使用料の収納を行っており、令和6年9月末現在、市営住宅の戸数は3,002戸で、内訳は公営住宅2,812戸、改良住宅164戸、従前居住者用住宅8戸及び共同住宅18戸となっています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市営住宅の管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和5年度は88,910千円を支出しており、令和6年度は90,346千円の支出を予定しています。

市営住宅の経理事務は、協和総合管理株式会社小樽支社営業部の担当職員が関係諸帳簿等を整備し、本社経理部の責任者が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和5年度				令和6年度（8月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	88,910	人件費	21,374	管理費用	34,222	人件費	9,694
		事務費	5,474			事務費	2,292
		事業費	56,461			事業費	22,495
		管理費	5,601				
計	88,910	計	88,910	計	34,222	計	34,481

ウ 監査の結果

会計経理及び出納事務は、基本協定に基づき適正に行われていましたが、管理運營業務については、業務の一部を第三者に委託する際、基本協定第12条第1項に規定する市の承諾を得ていないことから、適切な事務処理がされていないものと考えます。